

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資限度額 中小企業事業 6億円、国民生活事業8,000万円

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況が悪化し、最近1カ月の売上高が前年または前々年に比べて5%以上減少した方 ※業歴の浅い方などは、過去3カ月の平均売上高等に比べて最近1カ月の売上高が5%以上減少した方



日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

商工中金による危機対応融資

融資限度額 6億円

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況が悪化し、最近1カ月の売上高が前年または前々年に比べて5%以上減少した方 ※業歴の浅い方などは、過去3カ月の平均売上高等に比べて最近1カ月の売上高が5%以上減少した方



商工中金
新型コロナウイルス感染症に
関する特別相談窓口
☎0120-542-711

特別利子補給制度(実質無利子)

補給対象上限 中小企業事業・商工中金 2億円、国民生活事業4,000万円(借入後当初3年間)

対象 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」もしくは「商工中金による危機対応融資」により借入を行った中小企業等のうち、売上高が急減した方

中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症
特別利子補給制度事務局
☎0570-06-0515

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資限度額8,000万円

対象 生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況が悪化し、最近1カ月の売上高が前年または前々年に比べて5%以上減少した方 ※業歴の浅い方などは、過去3カ月の平均売上高等に比べて最近1カ月の売上高が5%以上減少した方



日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

新型コロナウイルス対策衛経融資

融資限度額1,000万円

対象 生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む方で、最近1カ月の売上高が前年または前々年に比べて5%以上減少した方



日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

特別利子補給制度(実質無利子) ※生活衛生関係

補給対象上限4,000万円(借入後当初3年間)

対象 日本政策金融公庫の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経融資」により借入を行った中小企業等のうち、売上高が急減した方 ※事業規模により要件が異なる

中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症
特別利子補給制度事務局
☎0570-06-0515

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金

融資限度額4,000万円(保証料ゼロ、当初3年間実質無利子または保証料1/2減免)

対象 セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を受けた中小企業・小規模事業者 ※取扱期限:令和2年12月31日(木)までに保証申し込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日(日)までに融資実行されたもの



各金融機関の窓口、
三重県雇用経済部
中小企業・サービス産業振興課
☎224-2447

リフレッシュ資金

融資限度額5,000万円

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1カ月の売上高が過去3カ年のいずれかの同じ時期に比べて3%以上減少し、今後も減少が見込まれる方



創業・再挑戦アシスト資金
を借入した金融機関の窓口、
三重県信用保証協会
☎229-6011

創業・再挑戦アシスト借換資金

融資限度額2,000万円

対象 創業・再挑戦アシスト資金を利用している創業前か業歴3カ月未満の方
※適用期限:令和3年1月31日(日)

